

令和6年3月14日

各務原市内介護保険サービス事業所
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の鈴木と申します。

岐阜運輸支局より標記の情報提供がありましたので、ご確認の程よろしくお願
いいたします。

-----以下、岐阜運輸支局 からの周知メール-----

3月1日付けで本省より「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に
関するガイドライン」が発出されたため、別添にて通知いたします。内容とし
てはこれまで複数の通達および事務連絡で示していた方針を一本化し、かつ、
従来の取扱いを緩和したものとなります。

以下主な変更点です。

1. 従来より利用者からの給付が実費であれば許可又は登録を要しませんが、
この実費に
 車両の保険料及びレンタカー代、当該車両が送迎を要する利用者のためだ
 けに購入・維持
 されている場合は車両償却費や車両維持費が含まれるようになりました。
2. 宿泊施設や介護施設がおこなう送迎において、送迎途中で商店などへの立
 ち寄りや
 観光スポットへの運送を行うことが可能であることが示されました。
3. 乗降介助が介護報酬の対象となっている場合でも運送は介護報酬の対象外
 であり、
 利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は許可又は登録は
 不要となりました。
4. ツアーやガイドに付随して送迎を行うことが可能であることが示されまし
 た。
 ただし、これらを称している運送であっても実態が単に目的地への送迎を
 実施していると判断される場合は

許可又は登録が必要です。

5. 有料施設の利用に関連して運送サービスの提供の有無により利用料金に差異を設定することが

できるようになりました。ただし、その差額は実費の範囲内でなければなりません。

なお、差を設ける場合は施設の利用料と運送サービスの実費相当額負担分を明確に分け利用者等に対して

説明責任を果たせるようにしておくことが望ましいです。

6. 地縁団体（自治会、町内会等）が会員の負担する会費で会員向けに運送サービスを提供しても

差し支えないことが示されました。この場合、会費で車両を調達することも、会費から運転者に報酬を支払うことも可能です。

また、団体のうち送迎サービスを利用するか否かで会費に差を設けることも可能となりました。

ただし、当該差額については実費の範囲内である必要があります。

なお、本ガイドラインの発出に伴い、以下の通達及び事務連絡は廃止となります。

- ・「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月通知）
- ・「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」（平成23年3月31日付け国自旅第239号）
- ・「北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の明確化等について」（平成25年3月29日付け国自旅第634号）
- ・「通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について」（平成29年8月14日付け国自旅第75号）
- ・「営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」（平成29年8月25日付け事務連絡）
- ・「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日付け国自旅338号）
- ・「通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」（平成30年9月28日付け事務連絡）
- ・「子供の預かりや家事・身辺援助のサービスに附随する送迎の取扱いについて」（令和元年6月26日付け事務連絡）

・「改正自然公園法に基づく自然体験プログラムの提供における送迎について」（令和4年4月5日付け事務連絡）

本ガイドラインに基づいた許可又は登録を要しない運送の相談がありましたら、当運輸支局をご案内いたしますと幸いです。

お忙しいところ恐れいたしますがよろしくお願い申し上げます。

_____/_/☆_/★_/☆_/★_/☆_/★_/☆_/★_/☆_/★_/

国土交通省中部運輸局 岐阜運輸支局

輸送・監査担当 中島 亨介

TEL：058-279-3716 FAX：058-270-1061

Mail: nakashima-k569u@mlit.go.jp <<mailto:nakashima-k569u@mlit.go.jp>>